

資料 2
(事案 2 関係)

日本原子力発電株式会社東海第二発電所の設置変更許可の審査書に関する
意見募集結果案の決定等に係る審査請求に対する決定について（事案 2）（案）

令和 2 年 3 月 1 7 日
原子力規制委員会

1. 経緯

原子力規制委員会による平成 30 年度第 32 回原子力規制委員会資料 2 別紙 1、別紙 2 及び別紙 3 の決定（これに係る原子力規制庁の事務を含む。）について、平成 30 年 12 月 27 日付けで審査請求があった。

上記の審査請求について審査を進めてきたところ、原子力規制委員会としての見解の取りまとめに至ったことから、別添 1 のとおり決定する。

2. 審査請求人の主張要旨

審査請求らの主張はおおむね以下のとおりであると解される。

- ・ 本件意見募集結果関係資料案に本件意見に対する「提出理由を考慮した結果及びその理由」が記載されておらず、このことは行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 43 条第 1 項第 4 号違反であること。
- ・ 本件審査結果取りまとめ関係資料案のうち、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 5 号）第 43 条第 2 項に係る部分が、本件意見を全く考慮しておらず、行政手続法第 42 条違反であること。

等

3. 原子力規制委員会の裁決書案について（別添 1）

裁決書案は別添のとおりである。その構成は次のとおり。

【裁決書案（別添 1）】

主文

本件審査請求を却下する。

事案の概要

審理関係人の主張の要旨

理由

審査請求人の主張する本件文書作成行為は「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」（行政不服審査法第 2 条第 2 項の「処分」）に該当するとは言えない。

4. 今後の予定

審査請求人に対し、裁決の送達を行った後、審査の結果、資料及び議事要旨について、原子力規制委員会ホームページに公開する。

(案)

原規規発第 号
令和 2 年 年 月 日

裁 決 書

審査請求人

処 分 庁 原子力規制委員会

審査請求人が平成 30 年 12 月 27 日付けで提起した、処分庁による平成 30 年度第 32 回原子力規制委員会資料 2 別紙 1、別紙 2 及び別紙 3 の決定（これに係る原子力規制庁の事務を含む。以下「本件文書作成行為」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事案の概要

- 1 日本原子力発電株式会社は、平成 26 年 5 月 20 日付け総室発第 31 号（平成 29 年 11 月 8 日付け総室発第 60 号、平成 30 年 5 月 31 日付け総室発第 18 号、平成 30 年 6 月 21 日付け総室発第 24 号、平成 30 年 6 月 27 日付け総室発第 26 号、平成 30 年 9 月 12 日付け総室発第 47 号及び平成 30 年 9 月 18 日付け総室発第 48 号をもって一部補正）で、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 8 第 1 項の規定に基づき、日本原子力発電株式会社東海第二発電所（以下「本件発電所」という。）の設置変更許可を申請した。
- 2 処分庁は、平成 30 年 7 月 5 日から平成 30 年 8 月 3 日までの間、本件発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案に対する科学的・技術的意見の募集（以下「本件意見募集」という。）を行った。
- 3 審査請求人は、処分庁に本件意見募集に対する意見（整理番号 731Y1。以下「本件意見」という。）を提出した。
- 4 処分庁の事務局である原子力規制庁は、平成 30 年度第 32 回原子力規制委員会資料 2 別紙 1 及び別紙 2 として「日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（発電用原子炉施設の変更）に関する審査書（案）に対する御意見への考え方（案）」及び「審査書案に対する直接の御意見ではないが関連するものへの考え方（案）」（以下これらを「本件意見募集結果関係資料案」という。）を、別紙 3 として「日本原子力発電

株式会社東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書(発電用原子炉施設の変更)の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について(案)」(以下「本件審査結果取りまとめ関係資料案」という。)を作成し、処分庁は平成30年度第32回原子力規制委員会の会議においてその決定を行うとともに、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第43条の3の8第1項の規定に基づき、本件発電所の設置変更許可(以下「本件設置変更許可」という。)を行った。

- 5 審査請求人は、平成30年12月27日、審査庁に対し、本件文書作成行為を不服として、本件審査結果取りまとめ関係資料案の決定の取消し、修正及びその旨の公示を求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の趣旨

審査請求人らの主張はおおむね以下のとおりと解される。

- (1) 本件意見募集結果関係資料案に本件意見に対する「提出理由を考慮した結果及びその理由」が記載されておらず、このことは行政手続法(平成5年法律第88号)第43条第1項第4号違反であること。
- (2) 本件審査結果取りまとめ関係資料案のうち、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第5号)第43条第2項に係る部分が、本件意見を全く考慮しておらず、行政手続法第42条違反であること。

理 由

行政不服審査法(平成26年法律第68号)における「処分その他公権力の行使に当たる行為」とは、行政庁が国民に対する優越的な地位に基づき、人の権利義務を直接変動させ、又はその範囲を確定する効果を法律上認められている行為など人の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為をいうと解される(総務省行政管理局「逐条解説行政不服審査法」平成28年4月)。

この点、本件文書作成行為は本件設置変更許可に附随して行われたものではあるものの、本件文書作成行為自体は本件設置変更許可とは異なり、審査請求人の権利義務に直接具体的な効果を及ぼすものではなく、公権力の行使に当たらない事実上の行為であるため、上記の「処分その他公権力の行使に当たる行為」に該当するとは言えない。

なお、審査請求人は、本件意見募集結果関係資料案及び本件審査結果取りまとめ関係資料案の内容が行政手続法第42条及び第43条第1項第4号違反であるなどと主張するようであるが、同法第42条及び第43条第1項は、命令等制定機関が意見公募手続を実施して命令等を定める場合につい

て規定したものである。本件意見募集は本件設置変更許可に付随してその審査の結果の案を取りまとめ、処分庁の任意により科学的・技術的意見の募集を行ったものであるから、そもそも命令等を定めるにあたり行われたものではなく、同法の適用があるものではない。

また、審査請求人は本件意見募集結果関係資料案に本件意見に対する「提出理由を考慮した結果及びその理由」が記載されていない旨主張するようであるが、本件意見は計装設備及び審査基準に係る事項として、本件意見募集結果関係資料案のうち別紙1「IV-4.15 計装設備及びその手順等（第58条及び重大事故等防止技術的能力基準1.15関係）」の項及び別紙2のうち審査基準・審査ガイドに関する項において記載されている。

以上のとおり、本件審査請求は不適法であることから、行政不服審査法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和2年 月 日

審査庁 原子力規制委員会

(教示欄)

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。